

公立大学法人青森公立大学勤務地内旅費支給細則

平成21年4月1日

規程第86号

(趣旨)

第1条 公立大学法人青森公立大学旅費規程(平成21年規程第84号)第26条による勤務地内における旅行については、同規程及び別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(旅費の支給範囲等)

第2条 職員等が勤務地内に旅行する場合の旅費の支給範囲、旅費額及び支給条件は、別表のとおりとする。

(旅費の支給)

第3条 前条に規定する旅費は、宿泊する場合に支給する旅費を除き、毎月1日から末日までの期間に係る分を翌月に支給する。

(特例)

第4条 この細則により難しい場合の旅行については、理事長は、その実情により算定基準を定めて支給する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

旅費			支給条件	
日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			運賃
	宿泊地	金額		
1,100円	酸ヶ湯 浅虫	10,900円	勤務場所を起点として半径1キロメートルを超える鉄道又は乗合自動車による旅行の場合は、その実費。ただし、これによることができない場合は、陸路合計1キロメートルにつき37円を乗じた額	運賃は、公用車(法人が所有又は賃借している自動車をいう。)を使用した場合には、支給しない。 日当は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。
	城ヶ倉 田代平 雲谷	9,800円		
	その他	8,700円		